

質問事項	質問要旨
1 番 大 野 翠	
1 生理の貧困について	<p>新聞等の報道や地方公共団体の取り組みの調査結果一覧によると、学校の女子トイレのほかに、役所や支援センター等の女子トイレにも生理用品の設置を実施しはじめたところが増えてきました。生理用品の配布や設置場所が全国的に広がってきており、今まで隠れて聞こえなくなっていた人々の声を救い上げることができてきているのではないかと感じています。精華町でも6月24日から京都大和の家、社会福祉協議会、人権啓発課の3か所で貧困対策の入口支援として生理用品の無償配布が始まり、今後の周知の仕方や無償配布場所などの課題も見えてきているのではないかと考えます。今回の無償配布分で終了とせず、引き続き無償配布を続けていただき、一人でも多くの方の支援につながっていただけることを望みます。</p> <p>京都府内においても、保健室での配布を見直す動きがでており、和束中学校では、2学期から女子トイレへの生理用品の設置が決定しています。そこで、次の点を伺います。</p> <p>(1) 生理用品の無償配布の配布状況について</p> <p>① 今まで何セットが配布されたか。</p> <p>② どの年代の方が取りに来られたか。</p> <p>③ 配布場所別の世代ごとの割合は。</p> <p>(2) 休日対応について京都大和の家と話し合いはされたのか。</p> <p>(3) 相談機関等のリーフレット配布の効果は。</p> <p>(4) 今回の無償配布によって確認できた効果と課題は。</p> <p>(5) 前回の質問以降、精華町として調査・検討されていることがあるか。特に子ども達の声聞いたことはあるか。</p> <p>(6) 仮に、町内の全ての小中学校のトイレに設置したとして、一年間に係る費用はいくらか。また、それに対し町が負担する費用はいくらか。</p>
2 Wi-Fiルーターの貸与について	<p>現在、日本全国の自治体や学校ではGIGAスクール構想における「1人1台端末」の配備と共に、「通信環境」の整備が急務となっています。持ち帰ったタブレットを家庭学習でも活用できるよう、Wi-Fiルーターを家庭に整備することも必要となってきました。Wi-Fi環境が整っていない家庭にも家庭学習が可能となるモバイルWi-Fiルーターを貸与できることになっておりますが、精華町の状況はどうなっているのか伺います。</p>

3 食品ロス削減について

日本では、まだ食べられるのに廃棄される食品（食品ロス）が年間500万～800万tも発生し、家庭で廃棄される量が最も多く、200万～400万tと推測されています。さらに、家庭で廃棄される食べ物のうち、手つかずのままのものが22%も含まれ、その4分の1は賞味期限以内のものであるという調べもあります。精華町のホームページには「精華町では、1人1日あたり約100gの食品が捨てられていることがわかり、環境省が調査した30自治体の中で、2番目に多い値、また、精華町の燃やすごみの約2割が食品ロスであることもわかりました」と平成29年に調査した内容が載っています。このことより、町をあげて食品ロスに取り組む必要があると考えます。

精華町内ではある福祉団体がフードパントリーを始めておられたり、ある商業施設ではフードドライブを行っており、朝9時から9時半までの間、店内に回収箱が設置されたりしています。また、東京都日野市では、社会福祉協議会のセンター内で食品を受け取れるようになっています。そこで、次の点を伺います。

(1) 精華町の食品ロス削減キャンペーンにおいて

- ① 令和2年度は実施されたか。
- ② 良かった点、改善が必要だと感じた点は。
- ③ キャンペーン期間中だけでなく、定期的に町としてフードドライブやフードバンクに取り組むことは可能か。

質問事項	質問要旨
19番 佐々木 雅彦	
1 子どもを守り育てるについて	<p>毎回、簡潔な答弁を求めているにもかかわらず、背景説明など冗長答弁がこの間続いている。今回は、背景などが必要な場合は、再質問で問うので、結論と理由に限った答弁を冒頭をお願いしておく。</p> <p>(1) 子育ての経済的支援策として、医療費助成を18歳まで拡充することを提案する。</p> <p>(2) ワクチン接種困難な年齢層対策として、子どもたちおよび従事者の定期的検査を提案する。</p> <p>(3) 放課後対策として、学習塾・ダンス教室などの感染防止策の徹底状況と支援策を提案する。</p> <p>(4) 休校・時間短縮・自主避難の際に、この間整備してきた遠隔授業の準備が完了しているかを問う。</p>
2 公共交通の維持について	<p>(1) JRが計画している来春の学研都市線ダイヤ改正での減便への対応を問う。せめて、コロナ終息時の原状回復の約束を取り付けることを提案する。</p> <p>(2) 近鉄の7月ダイヤ改正の影響と今後の対応策を問う。JR同様、コロナ終息時の原状回復の約束を取り付けることを提案する。</p>
3 災害・コロナ対策について	<p>(1) 災害対策。今回は、浸水対策を軸に問う。</p> <p>① 浸水想定地域であることと浸水想定位置の表示を提案する。</p> <p>② 表示に関して、認識度向上と避難所までの距離標示、公共公益施設や電柱への最寄り避難所の表示、小売店でのハザードマップの掲示など、日常的な意識向上を提案する。</p> <p>③ 住民の財産保全と電源確保の観点から、浸水想定地域の車などを、事前に退避させる計画を提案する。</p> <p>④ 浸水想定地域の側溝のふたかけを計画的に促進することを提案する。</p> <p>⑤ 被災地の教訓から学び、避難所での湿度・二酸化炭素測定などの環境衛生検査及び被災者のリフレッシュ・入浴支援の位置づけを提案する。</p> <p>(2) コロナ対策</p> <p>この間も、科学的対応を求めてきた。今回は、マスクの素材による微粒子通過阻止率の情報提供と町としての推奨方針を提案する。</p>

4 中学校給食について	<p>(1) 民間委託決定は、教育委員会基本規則などの規定から合法性に疑義があり、法治主義の観点からやり直すことを提案する。</p> <p>(2) 町長選・町議選でも一大争点となった経過から、住民に対して丁寧な説明が求められる。ハードを規定する発注までに、住民意見の集約を提案する。</p> <p>(3) 地域防災計画の予防計画第33章3(2)の考え方から、南中学校へのエレベータ設置を提案する。</p>
-------------	--

質問事項	質問要旨
15番 森田喜久	
1 東畑地域の旧みやこ砂利採取跡地対策について	<p>全国的に気候変動により、いつ、どこで起きても不思議でない。豪雨による浸水・崖地崩壊および地震による人的災害が起きています。そこで、東畑地域には、数十年前から砂利採取が始まり現在では当時の事業者がいなくなり砂利採取跡地には調整池が残り集中豪雨があった今年の8月には、水位が堤防の高さに至るような状況になった。ついては、地域住民の方からも奈良県と結ぶ道路計画を策定し周辺整備を行い、不安を解消すべきという要望もあります。また、先日の8月6日の京都新聞の記事に学研都市推進機構の堀場理事長のお話が載っていました。研究所と企業だけでは限界があり、さらなる発展には奈良先端科学技術大学院大学と連携すれば頭脳明晰な研究者の集まる学研都市は、今まで以上に期待され鉄道や道路の住環境の整備が欠かせないので、特区指定で各種の規制緩和を行えば企業誘致に拍車がかかるともおっしゃっています。</p> <p>そこで本町におかれても、京都・奈良の連絡道路は必要と位置付けられていることと思いますが、次の点について伺います。</p> <p>(1) 以前の一般質問の時に東畑馬原地区に関し予算計上をして頂き調査等をするということでしたが、その後の状況は。</p> <p>(2) 精華大通りの西への延伸計画について生駒市との調整に時間がかかるという事であるが、生駒市とあれからどの様な協議をなされたのか、府道又は町道として整備を図ることは出来ないか。</p> <p>(3) 調整池の南側は盛り土であり、万が一、長雨などで土石流が発生し調整池が決壊し、下流域の民家に被害が及ぶ事の無い様に対策が必要だと思うがいかがか。</p>

質問事項	質問要旨
10番 村田周子	
1 本町の防災について	<p>今年も、8月豪雨に象徴されるように大規模災害が頻発しています。そこでは、浸水により病院が孤立するなど、避難に際して配慮を要する要配慮者が避難することは難しいことが明らかになってきました。</p> <p>一方、本年度、国は「災害対策基本法」を改正しました。そこで、本町も一人では避難することが困難な「避難行動要支援者」に関する「避難行動計画」を作成しています。このことは大規模災害が頻発する現在、住民の安心安全を確保するうえで、極めて重要なことです。</p> <p>そこで、お伺いします。</p> <p>(1) 本町での要配慮者避難に関する取り組み状況について</p> <p>① 要配慮者に対する避難情報の伝達方法は。</p> <p>② 個別避難計画の作成の取り組み状況は。</p> <p>(2) 本町での一般住民避難に関する取り組み状況について</p> <p>① 一般住民の避難計画は。</p>
2 コロナ禍におけるイベント・事業について	<p>コロナ禍で外出の機会・人と接する機会が減少しています。また、運動不足、フレイルの状態となり、認知症の増加などが懸念されます。体操やイベント・事業に参加することにより、認知症・フレイルの予防にもなります。そして、コロナ禍で家に居ながら、体操やイベント・事業に参加できれば、健康増進・フレイル予防につながることを期待されます。</p> <p>そこで、お伺いします。</p> <p>(1) コロナ禍における高齢者のフレイル予防対策について</p> <p>① コロナ禍におけるフレイル予防の現状と課題は。</p> <p>(2) 介護予防サポーター養成講座のその後について</p> <p>① 6月会議で質問しました「介護予防サポーター養成講座の実施時期、開催方法などについて」のその後の進捗状況は。</p> <p>(3) 高齢者を支える地域の人材育成について</p> <p>① 現状と課題は。</p> <p>(4) 各種イベントについて</p> <p>① ふれあい祭り、敬老会、せいか祭りなど主な行事の今年度の実施状況や実施予定は。</p> <p>(5) 高齢者に対するICTサポートについて</p> <p>① スマートフォンなどの操作に不慣れな高齢者に対する支援</p>

	の状況は。
--	-------

質問事項	質問要旨
6番 青木 敏	
1 新型コロナウイルス感染症対策について	<p>2020年の年初から始まった新型コロナウイルス感染症は、当初全国で100人を超える感染者が出るのではと国中が大騒ぎだったが、今では2万5千人を超え最多となっている。40都道府県の現状は「感染爆発」に相当し、感染のピークが見えないまま、重症患者が急増して各地で医療体制がひっ迫してきている。これまで国、府及び保健所が中心となって対応していたが、感染者拡大のため、8月3日に菅首相は「軽症者は自宅療養で自治体が対応する」とのことである。緊急事態宣言が延長された今の状況を考えると、これまでの国、府、保健所の対応だけでは厳しいということは容易に想像できる。</p> <p>(1) 現在の本町の感染者状況の詳細と感染者、濃厚接触者支援の内容と現状の対応を問う。</p> <p>(2) 首相発言の通りであれば、本町、自治体として今後どのような自宅療養者対応、支援ができるのかを問う。</p> <p>(3) 地域の医療機関やボランティアとの連携を問う。</p> <p>(4) 小学校のタブレット導入には学校閉鎖等になった時のズーム授業も想定されていたのではないのか。現状でズーム授業は可能なのか、可能でなければ、課題は何かを問う。</p>
2 精華病院について	<p>新型コロナウイルス感染症が起こって医療機関の対応が毎日報道されている。報道を見るたびに、本町の町立病院である精華病院の対応はと気になる。通常であればあまり感じることはないが本町、地域住民の危機である今回の新型コロナウイルス感染症の感染拡大となれば、公立病院、地域医療を担う病院として、本領発揮をと期待するところである。</p> <p>(1) 精華病院の町立病院、公的病院としての役割を問う。</p> <p>(2) 新型コロナウイルス感染症が発生してからこれまで、本町の感染症対策において、また地域医療を担う町立病院として、どのような役割を担ってきたのかを問う。</p> <p>(3) 今後、軽症者の自宅療養者が増えてくると、国、府、保健所だけでの対応が難しくなってくる。自宅療養中に医療を提供する医療機関、救急体制、自宅で急変した場合等における受入可能な医療機関としての役割を担える病院となるのかを問う。</p>
3 集会所の改築に	昨年9月会議での一般質問で地区集会所の改築についての質問を

ついて

した。答弁のその後を問う。

- (1) 減免要綱については制定後10年が経過している中で状況の変化などもあるために、早急に見直しが必要であると考えて現在取り組んでいるとのことだったが、1年経つ、どうなったのか。地元負担の公平性が保たれる案を期待している。
- (2) 前記の減免要綱の見直しが終わらないうちには、北稻八間区の集会所改築工事は始まらないと思うが、予定表では今年度末の完成となっており、解体工事が始まっている。延床面積が150㎡になった理由など3月会議で出た内容の詳細説明をするとのことだった。また地元負担金は可能な限り負担いただくとのことだったが結果はどうだったのか。

質問事項	質問要旨
14番 岡本 篤	
1 京阪奈新線延伸について	<p>国家プロジェクトであるけいはんな学研都市では、都市の中心地区への鉄道乗り入れが建設当初からの課題であったと認識しています。</p> <p>こうした中で、京阪奈新線は、平成16年の近畿地方交通審議会答申で、「京阪神圏において、中長期的に望まれる鉄道ネットワークを構成する新たな路線」として整備構想が示され、延伸ルートとしては、近鉄京都線・高の原駅と新祝園駅への延伸の両論併記となっています。</p> <p>それから16年余りの間に、学研都市の中心地区である「精華・西木津地区」には、研究施設や研究開発型産業施設、商業施設など多くの施設立地が進みました。これに伴う就業者数の伸びは目覚ましく、平成30年には、当面の間の中量輸送手段として、連節バスが導入されたところです。しかし、学研都市中心地区への鉄道乗り入れの計画は進まず、両論併記となっている2ルートのいずれを優先すべきか、議論が避けられたまま今日に至っています。このまま動きがなければ、杉浦町長が心配されている国の次期答申で「京阪奈新線」の構想そのものが消え去ってしまうかもしれません。</p> <p>こうしたことから、令和元年6月には、精華町議会で、「京阪奈新線の新祝園駅への早期延伸を求める決議」が全会一致で可決、さらに同年11月には、前述の「京阪奈新線新祝園ルート整備促進協議会」を立ち上げ、関係者一丸となって早期延伸実現への機運醸成に努められています。</p> <p>一方、同じ国家プロジェクトである筑波研究学園都市（茨城県つくば市）でも、当初は中心地区に鉄道は乗り入れていませんでしたが、平成17年に東京都心と同都市を結ぶ「つくばエクスプレス」が開業して以降、急速に沿線の開発が進み、「産業集積」と「人口定着」が図られるなど、鉄道整備が同都市の発展に大きく寄与したと言われています。</p> <p>新祝園駅への延伸が実現すれば、学研都市中心地区へのアクセス向上をはじめ、将来的には京都市内と大阪・夢洲を直結する一大観光路線として交流人口の拡大、さらには新たな沿線開発による人口定着など、さまざまな整備効果が期待されます。</p> <p>何より精華町における学研都市建設の総仕上げとして、京阪奈新線の延伸が、学研都市精華町の将来にわたる発展を確かなものにするとともに、住民の皆さんの生活利便性の向上などにもつながるも</p>

のと考えます。

このことから、次の点について伺います。

- (1) 国の次期答申で消滅してしまわないためにも延伸ルートの本化についての考えは。とりわけ、木津川市長と直接協議する意思はあるのか。
- (2) 学研狛田東・西地区では、人口定着より産業集積を優先する考えであるが、京阪奈新線の延伸は、住民の利便性を向上させるだけでなく、沿線開発による人口定着などの整備効果に期待が持てると考える。具体的な考えは。
- (3) 京都市内と大阪・夢洲を直結する一大観光路線として交流人口の拡大などについての周辺自治体（生駒市・京田辺市・城陽市など）との連携の考え方は。

質問事項	質問要旨
12番 山下 芳一	
<p>1 むくのきセンター和室（個室）等の監視カメラについて</p>	<p>7月22日（4連休の初日）に《むくのきセンター和室》を利用した時、天井にカメラが設置してあることに気づき、事務室に確認すると「カメラで様子を見ている。」との回答であった。カメラ設置の表示もなく、申し込み用紙にもその旨（カメラが設置してあり、事務室のモニターで監視していること）は記載されていない。カメラ設置を利用者に知らせずに行うこのような行為は、「肖像権」「プライバシー権」や「名誉を守られる権利」を侵害するものであり、翌朝7月23日（4連休2日め）に、むくのきセンター指定管理者・特定非営利活動法人精華町スポーツ協会に書面で、「即時、室内（和室）カメラの作動を停止すること。」等を申し入れた。4週間近く経過した8月18日（水）に、申し入れに対する回答は得たが、知らない内にカメラで様子を見られていたことに驚きと怒りを持たれた利用者もいることと、本町として今後、防犯カメラの有様をどのようにしていけばよいのかを模索する足掛かりとして質問する。</p> <p>（1）この事象に対する経緯、経過、対応策は。</p> <p>（2）人権侵害にも関わる重大事象だと思う。むくのきセンター指定管理者特定非営利活動法人精華町スポーツ協会や精華町教育委員会の認識と見解は。</p> <p>（3）この事象について、人権を所管する部署の見解は。</p> <p>（4）防犯カメラは、人権を最大限尊重し時代に応じた設置基準やルールのもとに必要な箇所に必要な台数を設置することについては否定するものではない。むくのきセンターのカメラ使用のマニュアルや倫理規定等があったのか。あるならば、それは人権尊重の精神に沿ったものか。利用者が納得できるものか。</p> <p>（5）本町管理施設で、むくのきセンター（和室、会議室等）のように逸脱したカメラ使用を行っている施設はあるのか。また、防犯カメラなら録画機能を有し、再生にあたっては厳格な規定や許可の元、特定の人物が映像（音声等を含む）を見るべきであるが、本町ではどのようになっているのか。本町には、今の時代に即応した防犯カメラ運用マニュアルはあるのか。</p>
<p>2 中学校給食について</p>	<p>6月会議では、中学校給食に関わり「防災食育センター」等について質問したが、今回は中学校サイドのハード面等について問う。</p> <p>（1）自校炊飯の小学校は、学校建設時に調理室の配置や、安全面を重視して給食関係の業者と児童の導線等を考慮して、事故が</p>

	<p>起こらないように考えて設置されている。中学校でも給食を受け取る場所は、生徒の安全面を最大限考慮して決められなければならないが、場所については決定したのか。</p> <p>(2) 給食・食器を運ぶワゴンも中学校によっては相当数になると思うが、給食・食器を受け入れる場所は既存の校舎を利用するのか。それとも新たに建屋を建設するのか。安全面と衛生面を考えると学校によっては新たな建屋がよいと思うがいかがか。</p> <p>(3) 中学校での給食・食器等の受け入れにおいては、衛生面等も重々考慮しなければならない。室温管理、冷蔵庫、ワゴン用エレベーター（リフト）、換気等について、どのように考えているのか。衛生面を考えると、給食専用のエレベーター（リフト）が良いと思うがいかがか。</p> <p>(4) 給食・食器の搬出入の管理は誰がするのか。</p> <p>(5) 給食の事務、搬出入、給食指導等を考えると、中学校での負担は相当なものである。教員には、教育に専念してもらいたい。教職員に極力負担をかけない対策を考えているのか。</p>
<p>3 防犯カメラの設置について</p>	<p>町民や本町に訪れた方の安心安全の為に、必要な箇所にできるだけ必要な台数の防犯カメラを設置することは必要であると考えてる人は多くなってきた。プライバシー等に配慮し、適切な運用・管理マニュアルのもと先進地のように防犯カメラを設置する方向で動き出すべきだと思うが、本町の考えは。</p>

質問事項	質問要旨
3番 植山 米一	
1 生垣や樹木の剪定について	<p>民家の生垣や樹木が町道に張り出して、歩行者や車の通行に支障が出ているところが町内いたるところで見受けられます。昔なら二人並んで傘をさして歩けたのにというような声もお聞きします。</p> <p>町でも先日の華創6月号で建築限界を図で示して剪定の周知をされていますが、一般的な周知方法では効果があるか疑問です。空地の除草を促す場合に土地所有者に個別のハガキを送られていますが、同様の方法はできないものか、伺います。</p>
2 国道163号の精華拡幅工事と渋滞解消について	<p>国道163号の精華拡幅工事は、用地買収が始まってから随分年月が経過しています。そのため、関連して予定している下水道の完成時期が遅れているのが現状です。そこで伺います。</p> <p>(1) 現在、乾谷地区の精華平城線との立体交差箇所や山田地区の小字金堀付近で工事が行われていますが、いつ頃になれば通行できるのか、また精華拡幅3.5km全区間が開通するのはいつごろの予定なのか、伺います。</p> <p>(2) 精華拡幅区間は京都府と奈良県の境までとなっているため、奈良県側は管轄する国道事務所も異なり、拡幅が相当遅れています。ところが柘榴西交差点から鹿畑町交差点までの間が交通のネックになっていて、特に連休の夕方には大阪方面に帰る西行きの車が山田地区まで連なり、また柘榴東畑線も光台まで渋滞します。さすがに昨今はコロナによる外出自粛の影響で通行量が減っているもののコロナが収束すれば元の渋滞に戻るのには明らかです。私は、10年前にもこの議会で同様の質問をさせていただきましたが、一向に改善されていません。この区間の早急な拡幅整備を京都府のみならず、国土交通省、奈良県にも強く働きかけていただきますよう決意を伺います。</p>

質問事項	質問要旨
2番 岡田三郎	
1 地域防災の取り組みについて	<p>災害対策基本法において、市町村は「基礎的な地方公共団体として、当該市町村の住民の生命身体及び財産を災害から保護するため、当該市町村の地域に係る防災に関する計画（地域防災計画）を作成し、実施する責務を有する」とされている。</p> <p>市町村長は、災害時には関係機関からの情報や、自ら収集した情報等により、適格に判断を行い、躊躇することなく避難情報を発令し、速やかに居住者等に伝えなければならない。そのため、具体的な発令基準の設定、情報伝達手段の確保、防災体制の整備等を平時から行わなければならない。また、市町村は、居住者等一人一人が適切な避難行動をとることができるよう平時から防災意識の普及を図るとともに、災害時には居住者等の主体的な避難行動を支援する情報を提供する責務を有する。</p> <p>こうした市町村の災害対策における責務にたいして、過去様々な地域で大規模もしくは、集中した災害が毎年起こって、被災者も数多く出ている。特に、ここ数年は、過去に例のないほどの豪雨が局地化、集中化、激甚化している。</p> <p>その都度、避難情報におけるレベルの見直しや避難勧告・指示規定の見直しが行われ、令和3年5月に「避難情報ガイドライン」でレベルごとの避難情報の再規定が行われた。</p> <p>以上の近々情勢を踏まえ災害時、もしくは災害予測時に、精華町として具体的な防災の対策・取り組みについて、その実効性も含め伺いたい。</p> <p>(1) 住民の防災への備えについて</p> <p>① 災害は「めったに起きないもの」ではなく「頻繁に発生して、そのたびに命を脅かすもの」という意識をもち、自分と直接関係のない場所で起きた災害でも、「自分の地域で起きたら何がおこるだろうか」と行政・住民とも「わがこと意識」をもつことが重要になる。そこで精華町として、住民の防災意識の醸成にどう取り組んでいるのか伺いたい。</p> <p>② 住民主体の取り組み強化のためには、自主防災組織の充実・強化が欠かせないと考えるが、自主防災組織充実の為に平時から行っている事について伺いたい。</p> <p>(2) 災害時及び災害予測時（高齢者等避難や避難指示）における避難について</p> <p>① 過去の豪雨災害被災地での話で、「まさか自分の地域に被</p>

	<p>害が出るとは思わなかった」や「いろいろ情報が出されたが、どの情報を引き金にどういう行動を取ればいいのかわからなかった」という意見が出ていた。これらは行政などの送り手からだされる情報が受け手に理解されず、情報が生かされていない事を意味する。人間の心には一般的に「自分はこれまで普通に生きてきたのだから、大変なことは起きないだろう」という心理学でいう「楽観主義バイアス」が作用するといわれている。</p> <p>そこで、先日8月13日（金）午後4時36分、大雨警報が京都府山城南部に発表され、土砂災害警戒のための「高齢者等避難」の呼び掛けが行われていました。それを受けて、行政側が災害警戒本部体制のもと対応がなされたと同っておりますが、実際、土砂災害警戒地域の避難状況について伺います。行政が把握されている土砂災害警戒地域の住民が何割避難されたのか伺いたい。</p> <p>② 避難要配慮者・避難行動要支援者への支援活動、安否確認について</p> <p>避難情報のレベルに対して、それぞれのレベルでどう避難要配慮者の支援を行うため、誰が、いつ、どのように支援し、安否確認も行うようになっているのか。</p> <p>また、避難行動要支援者については、「精華町地域防災計画」に明記されているように、避難行動要支援者名簿の作成に合わせ、個別の避難計画の策定がなされているのか。</p> <p>③ 避難及び避難所の運営について</p> <p>ア 「精華町地域防災計画」には、「避難所への食料供給計画として、発災後3日間は家庭の備蓄を使用する」と、あり避難者は3日分の食料品、飲み物他備品の携行と明記されてあるが、住民への周知徹底がどの程度すすんでいるのか。</p> <p>イ 避難所運営に関しては、地域自治会及び自主防災会が主体的に行うように計画されているが、地区によっては自治会役員、自主防災役員が毎年変わるような状況で、避難所の運営管理が実効性のあるものか。</p> <p>ウ 避難所での感染症対策についても、資材等の準備も含め計画通り実行出来るような体制づくりはできているのか。</p>
<p>2 交通安全対策について（町道菱田・菅井線と狛田東線交差点の信号機</p>	<p>町道菱田・菅井線と狛田東線の交差点での信号機設置について、地元自治会から精華町と京都府へも要望が出ている箇所であります。昨年6月会議の一般質問で質問された議員もおられました。その時の答弁において総務部長から停止誘導線の位置を基準にカーブミラ</p>

設置の件)	<p>一の設置の方向で考えるということで、設置していただきました。現状狛田東線を出る時、菅井方面からの車の見える一面のみのカーブミラーだけで、菱田方面からの車は、今年出来たレンタルコンテナボックスで視界がさえぎられています。昨年の総務部長の答弁に「当該箇所は交差点の形状からカーブミラーだけでは根本的な解決は難しく、やはり信号機の設置されることが望ましいと考えております」とお言葉を頂いております。9月の町道僧坊・前川線の開通を機に信号機の設置を強く要望していただく意向は変わらないかをお伺いいたします。</p>
-------	--

質問事項	質問要旨
18番 坪井久行	
1 消防の広域化について	<p>総務省消防庁は、消防の広域化により、管理運営や行財政上の様々なメリットを実現し、消防力の充実・強化を図る必要があるとして、「市町村の消防の広域化に関する基本指針」を平成18年に策定した。その後、平成25年に基本指針が改定されたが、平成30年4月においても、人口10万人未満の小規模消防本部が全体の6割を占めることなどから、平成30年に再度、基本指針が改定され、広域化の期限が令和6年4月1日まで延長された上で、都道府県が推進計画の再策定をするように努めることとされた。そして、京都府では、「将来的な府内全消防本部による消防指令センターの一体的な共同運用」をめざし、令和7年度までの5年間の中期目標として、「中・北部」と「京都市・南部」の二つに分けて、それぞれ消防指令センターの共同運用を方針化し、精華町もそれに参加している。</p> <p>このような消防の広域化には次の重大な問題がありはしないか。</p> <p>(1) 上からの「消防広域化」の強制は、自治体消防の原則に反しないか。消防組織法では、「市町村は、当該市町村の区域における消防を十分に果たすべき責任を有する」(第6条)、「市町村の消防は消防庁長官または都道府県知事の運営管理又は行政管理に服することはない」(第36条)とされている。その上、消防組織法改正に際して、衆参両院で「市町村の自主性を損なわないようにすること」並びに「現職の消防職員等に情報を開示し、その意見の反映が図られるように指導すること」等の付帯決議がされている。この点でどうか。</p> <p>(2) 広域化による消防力の充実・強化を図るといえるが、逆に、消防力が低下しないか。</p> <p>① 広域化によって、市街地人口規模が大きくなると、必要な装備の配備比率が少なくて済むことになるのでは。例えば、人口5万人なら消防ポンプ車4台必要だが、人口30万人以上だと消防ポンプ車14台で済む。つまり、5万人規模の消防署では4台×6消防署=24台のところ、30万人規模の消防署では14台。結局、24台-14台=10台減。</p> <p>② 日本の消防は平均6.5分で災害現場に到達し、消火開始の体制がとれるように消防署を配置しているが、広域化によって、消防署間の距離が長くなり、災害現場への到達時間が長くなるのではないか。また、不慣れな地域への出動でスム</p>

ーズな移動が困難になるのでは。

③ 地域消防では、消防団や自主防災会の果たす役割が大きいが、広域化によって、それらの消防団や自主防災会との連携がとりにくくなるのではないか。

④ 広域化した消防体制のもとでは、市町村の議会による点検がしにくくなり、また、住民の直接の声が反映しにくくなるのではないか。

——以上、消防の広域化で住民の生命・身体・財産を火災等の災害から守れるのか、大いなる疑問があり、明確な答弁を求める。

2 住宅改修制度の改善について

世界と日本の地殻変動は激動しており、近畿では、2030年代と予想される南海地震とともに、それ以前に発生が予想される近畿の直下型大地震への危惧がある。阪神淡路大地震、大阪府北部地震に続いて、京都盆地 - 奈良盆地断層帯南部の活動の危険性が高い。1596年の伏見を中心とする大地震以降の空白期に蓄積されたエネルギーによる大地震の危険性を警鐘乱打する有名な地震研究者もいる。大地震の発生の際には、精華町でも、数多く存在する活断層の連動した活動も予想される。

こうした大地震の危険性の中、旧来の地域における家屋の老朽化が著しく、また、開発地域でも築25～30年の家屋が増えており、住宅の耐震化による改修が望まれている。しかし、改修には相当の費用が見込まれるため、改修に迷う世帯も数多くある。

住民の命と財産を守るため、最大限、住宅改修支援を行うことが必要だ。既存の耐震改修制度（4/5助成、最高100万円）、簡易改修制度（4/5助成、最高40万円）及び耐震シェルター改修などの既存制度の周知や減災対策の啓発に努めるとともに、更なる制度改善を求める。

【参考：主要な断層で発生する地震の町における被害予測】

断層名	震度想定	全壊	半壊・一部半壊
奈良盆地東縁	7	1540	3400
木津川	6強	1860	3120
生駒	7	2680	3600
南海トラフ	6強	280	

(精華町地域防災計画より)

3 下粕排水ポンプ場の機能増強について

今年の8月には、線状降水帯による集中豪雨が多発し、本町でも高齢者避難警報などが頻繁に出された通りである。九百石川の内水による田畑や農道の冠水、粕田一・二丁目等新興地域の浸水被害を心配する声が多く出されている。特に、粕田一・二丁目は町の主導

した地域でもあり、行政責任を問う声も強い。こうした中であって、6月会議でも指摘した下粕ポンプ場の稼働率40%の機能の増強のためにポンプ増設を早急にすべきではないか。6月会議では、「国の財政支援を研究して対応する」とのことであったが、研究と対策の結果を伺う。

質問事項	質問要旨
8番 竹川 増 晴	
1 生理用品を女子トイレに設置することについて	<p>6月会議では「生理の貧困」の問題は基本的人権、ジェンダー平等の問題であることを述べました。さらに、生理用品を女子トイレに設置することは「子供たちの学習権、子供たちが将来幸せに生きる権利」の問題でもあることを確認しておきます。国際的にも、全国的にも児童・生徒への生理用品の無償配布の取り組みは広がっています。沖縄県豊見城市では、「トイレにおいてあると安心して学校に行ける」という訴えに応え、市長は臨時市議会で予算化しました。同時に市長は「児童・生徒が気兼ねなく利用できるようトイレに設置していく」と答えています。北海道芽室町では7月からすべての小中学校に生理用品を設置しました。これまでは保健室で無償提供していましたが、「とりわけ声を上げにくい児童・生徒が安心して通学できるよう女子トイレに生理用品を設置すべきだ」となり、町内全校に設置となりました。京都市では中学校トイレに生理用品の配置が決まっています。相楽郡でも、和束町、笠置町、南山城村で中学校トイレへの配置を検討しています。奈良県大和郡山市では、まず、大規模な生理用品の無料配布を5月に決定しました。当初、小中学校での配布は「保健室に設置」となっていましたが、児童・生徒からの声を聞く中で、トイレへの設置となりました。そして教員と共にいろいろな素晴らしい工夫が生まれています。全国の取り組みの経験と教訓を踏まえて、以下のことを伺います。</p> <p>(1) 6月会議の一般質問で、「検討する」とありましたが、どのように検討されましたか。衛生上適切ではない、管理上の問題がある、保健室で提供している、とまだ考えていますか。</p> <p>(2) 町内の女子トイレに配布すると、およそどれくらいのランニングコストがかかるのか。</p> <p>(3) 「学校とも相談して」という答弁でしたが、現場の声どうでしたか。</p>
2 国保料(税)の子供の「均等割」減免について	<p>国保料の「均等割」は所得がない子供も含め、国保に加入するすべての家族にかかる「人頭税」のような仕組みです。「均等割」は、子供が生まれ家族が増えるほど重くなります。子育て世帯を直撃し、少子化対策にも逆行しています。雇用者が加入する健康保険組合や協会けんぽの保険料には「均等割」はありません。国は2022年度から、小学校入学前の子供の均等割を半額にすることを決めました。また同時に地方と2分の1負担によって、子供の均等割減免を</p>

	<p>実施しようとしています。問題なのは、軽減対象が小学校に入る前までと不十分なことです。学校に通いだし、お金がかかるようになると途端に「均等割」が跳ね上がることとなります。仙台市では18歳未満の「均等割」を3割減免しています。枚方市では独自施策として、子供の均等割減免を15歳まで対象にするなど、子供の均等割減免に取り組んでいる自治体は少なくありません。高すぎる国保税を引き下げるためにも重要な取り組みになっています。これらのことを踏まえて以下のことを伺います。</p> <p>(1) 町内の国保加入者で、未就学児の「均等割」を2分の1負担すると、およそどれくらいの費用がかかるのか。</p> <p>(2) 同様に15歳までを対象にすると、およそどれくらいの費用がかかるのか。</p> <p>(3) 同様に18歳までを対象にすると、およそどれくらいの費用がかかるのか。</p> <p>(4) 子育て世帯支援、少子化対策のためにも、18歳までを対象にすることが望ましいが、どこまでが実現可能なのか。</p>
<p>3 東西幹線1号線 修繕計画について</p>	<p>本町桜が丘地域を通るメインのバス通りではありますが、老朽化し、車が通るときに振動音がうるさいという住民からの苦情が多くあります。とりわけ山田荘小学校南側の急カーブする所での騒音対策が急がれます。具体的な進捗状況を伺います。</p> <p>(1) 今年の秋頃の着工と聞いていますが、具体的にはいつ頃なのか。</p> <p>(2) 修繕場所はどの範囲で、何mほどになるのか。</p> <p>(3) どういう工法で行うのか。雨水を吸収するアスファルト工事にできるのか。</p> <p>(4) 山田荘小学校南側の急カーブする所は、以前に事故のあった危険な場所でもあります。警察とも協議しながら、速度規制を考えてはどうか。</p> <p>(5) 修繕工事をすることによって、何デシベル以下をめざしているのか。</p>

質問事項	質問要旨
7番 山本清悟	
1 平和に対する取り組みについて	<p>現在の国の防衛力整備の内容を見ていると、自衛から攻撃型への変更と急速に戦争に近づきつつある状況にあると強く感じている。私は、戦争に反対し、戦争を繰り返さない、日本の恒久平和を願い、若者たちを、子どもたちを戦場に送ってはならないと考えている。</p> <p>侵略戦争に敗れ76年が経過した。アメリカ軍による8月6日の広島・9日長崎への原爆投下の日、8月15日の昭和天皇のポツダム宣言（降伏）受諾を指示した玉音放送の日、この時期を迎えると、日本の帝国軍隊がアジアでの侵略戦争の下、非人道的なありさま、当時の軍部の無謀さ、人を人とも思わない戦争の悲惨な現状を連日報道されていた。死者は軍人230万人、軍人以外の一般市民が原爆など内地で80万人と合計310万人が犠牲となっている。</p> <p>多くの報道から感じることは、戦争体験者の高齢化などによる戦争体験者が減少していくことで、侵略戦争の悲惨な体験を語り、歴史を継承することが困難な状況になってきていることである。</p> <p>また、戦争で犠牲となられた遺族の方々も高齢化などとコロナ禍の中での慰霊式典の縮小などで同様なことが起こっている。戦争体験のない世代に戦争の事実を引き継ぐ大切さを特に感じる。</p> <p>そこで本町の取り組みを問う。</p> <p>(1) 本町の戦争で犠牲となられた遺族の方々の現状は。</p> <p>(2) 本町の戦争の歴史的事実をどのように町民に対して継承しているのか。</p> <p>(3) 町立小中学校で非核・平和宣言都市の教育及び戦争の歴史・原爆の日をどのような形で教育しているのか。</p> <p>(4) 核兵器禁止条約が発効され「核なき世界を」の早期実現を願って、更に大きく世界が動き出している、本町も非核・平和都市宣言としてこの流れに乗っているが、核兵器禁止条約発効に関して町長の考えをうかがう。</p>
2 中学校給食供用について	<p>保護者の方々の長年の懸案であった中学校給食（防災食育）センターの工事工程が具体化され、これから入札、議会提案、地元説明会を経て年度末の令和4年3月着工予定で進んでいく。計画では、5年の5月完成で準備期間を設け、今から2年後の令和5年の2学期から給食供用開始を目指している。そこで次の点について問う。</p> <p>(1) 衛生面とアレルギー対策についての安全の担保は。</p> <p>① センター内の調理から搬出までは。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ② 荷作業と運搬中（トラックヤード含む）は。 ③ 各中学校の配膳室から教室までの運搬は。 <p>(2) 工事期間中の学校内外の安全対策は。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 精華中学校の生徒及び周辺住民に対するの対策は。 ② 工事材料搬入車両の待機場所の指定は。 ③ 隣接する幼稚園児に対する配慮措置は。 <p>(3) 給食供用開始の体制などは。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 給食調理体制で栄養士、調理師などの町職員配備は。 ② 学校内の配膳方法や給食時間などの計画は。 <p>(4) 建築物の省エネ対策と防災対策機能は。</p> <p>(5) 供用開始に伴う保護者を始め生徒への周知は。</p>
<p>3 学校における医療的ケアについて</p>	<p>医療的ケア児支援法が改正、6月に成立され保育所はじめ教育の場でケアの必要な子どもたちに、看護師の配置を国と自治体の「責務」としてすべての地域において支援が受けられることを義務付けられた。そこで問う。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 精華町における医療ケアの必要とする児童・生徒等の現状は。 (2) 法改正後の精華町としての支援体制に対する考え方と方向は。 (3) 看護師の配置が必要な状況が発生した場合の確保の見通しは。

質問事項	質問要旨
20番 内海 富久子	
1 コロナ禍における子育て支援の充実	<p>(1) 新型コロナの影響で外出の自粛や親族のサポートを受けられない等、妊産婦の方々が社会から孤立しやすい状況に陥っていることを懸念し、産後うつになるリスクも高くなると心配されている。厚生労働省では、妊産婦などに向けた新型コロナウイルス対応やどのような配慮が必要か、妊婦への感染症対策などが示されました。新たにオンラインなど活用した母子保健事業の実施などで妊産婦及びその家族が産前産後の不安や悩みを軽減し、社会全体で安心して子育てができる環境整備をすることは大変重要である。妊娠、出産、子育てまで切れ目のない支援のさらなる充実を求めて本町の取り組みを伺う。</p> <p>① 産後ケア事業の利用状況（日帰り型、宿泊型）</p> <p>② 産後ケア事業の期間の延長を。</p> <p>現行は、生後4カ月までの母子が対象であるが、厚労省では、出産後1年を通じたメンタルヘルスケアの重要性などを踏まえつつ、産後ケア事業の対象者の期間を各自治体において判断するという考え方が示された。</p> <p>③ 多胎児育児支援に「産後ヘルパー派遣事業」の検討状況は。</p> <p>④ 里帰りが困難な妊産婦への対応について</p> <p>(2) ひとり親家庭の子どもの居場所の充実を。</p> <p>① 学習支援や食事支援の利用状況は。</p> <p>② 支援が必要な子育て世帯に支援が行き渡るための「子どもの宅食」についての本町の考えを伺う。</p> <p>③ ひとり親家庭に対する食料品・生活必需品配布事業について（府の事業）</p>
2 おくやみの窓口手続きの簡素化	<p>(1) 遺族が行う手続きは、故人により異なるが多岐にわたり、書類ごとに故人の名前や住所、生年月日など、同じ情報を何度も記入しなくてはならないことも大きな負担となっている。</p> <p>このような課題に対し、利用者に優しいデジタル化の一つとして、先進自治体の事例などでは、予約制で書かない窓口、並ばない窓口「おくやみコーナー」を開設し、利用者サービスと業務の効率化が両立させている。住民の負担軽減のため、手続きをワンストップで担う「おくやみコーナー」を設置する動きが全国的に徐々に広まってきている。政府は「おくやみコーナー設置ガイドライン」を作成し自治体職員が無償（オープンソ</p>

ースライセンス) で利用できる支援をしている。本町はすでにワンストップサービスシステム対応としているが、本町の遺族が行う窓口の手続きの対応について伺う。

(2) 住民サービスの向上と行政手続の円滑化に「おくやみハンドブック」の作成を。

質問事項	質問要旨
17番 塩井 幹雄	
1 高齢者支援について	<p>国においては少子高齢化が急速に進んできております。</p> <p>令和元年10月1日現在、65歳以上の人口は3,589万、総人口に占める割合（高齢化率）は28.4%になっております。</p> <p>精華町においても例外でなく65歳以上の高齢者は令和3年7月末で9,363人、高齢化は約24.6%になり、高齢化は急速に進んできている状況であります。高齢者特に一人住まいの方にとっては、地域のつながり、助け合いが必要であり、そのためには行政を含めた、広く地域住民、ボランティアのサポート、支援が必要であり、また自治会組織、民生委員などとの連携が不可欠であります。</p> <p>今後、高齢者に対する支援がより重要になってきているのが、現状ではないでしょうか。高齢者の生きがい、健康づくりを考える対策の重要性、必要性が増してきていると思います。そこで伺います。</p> <p>(1) ボランティア支援の現状は</p> <p>(2) 生活支援について</p> <p>① 買い物支援についての現状と課題は</p> <p>② 暮らしの支援についての現状と課題は</p> <p>③ 地域助け合い支援活動について</p> <p>④ 高齢者支援の啓発、広報について</p>
2 議会のICT化について	<p>現在、議会のICT化については議員全員にタブレットが貸与されて連絡については試行段階ではありますが、ラインワークスを利用できるようになっております。</p> <p>ただ議員の連絡のみの利用ではなく最終的には議案書、決算書などの電子化が必要かと考えます。電子化になれば議員の負担が大幅に軽減できると考えていますが、これには行政側の協力が不可欠であります。見解を伺いたいと思います。</p>

質問事項	質問要旨
9番 松田孝枝	
1 デジタル化と地方自治	<p>政府、総務省は2017年10月に自治体戦略2040構想の検討を始め2018年4月に第一次報告を、同8月に第二次報告を公表した。新たな自治体の考え方として①スマート自治体への転換②公共私による暮らしの維持③圏域マネジメントと二層制の柔軟化③東京圏のプラットフォームの4点を提案した。</p> <p>地方自治体のとらえ方は「地方自治体の独自の行政を展開するのではなく、国が定める標準的な行政でいいですよ」という考えが根底にあると指摘されている。</p> <p>2020年8月に「第32次地方制度調査会答申」を総理大臣に提出した。答申の第一番目は「地方行政のデジタル化」であり、2番目は「公共私連携」、次が「地方団体の広域連携」、最後が「地方議会」という内容である。</p> <p>第一次報告にあったスマート自治体から地方行政のデジタル化へと舵を切り直したのは、「経済社会の構造改革」、経済界の強い意向が反映しているとの指摘もある。</p> <p>今のSociety 4.0（情報をコンピューターに入力するのも活用する人も人）から Society 5.0（ICTを最大限に活用しサイバー空間とフィジカル空間とを高度に融合）の実現、すなわち「デジタル・ガバメントの実現」が答申の真意である。</p> <p>それは、行政の垂直的連携・統合を意味し地方自治体の自主性を弱体化し、国への集権化を促し、地方自治体の水平的連携・統合は、地方自治体の住民に対する責任を分散化しプラットホーム化の形成につながる。</p> <p>今年の通常国会において、すでに「デジタル改革関連法」が法制確立しデジタル庁も設置された。</p> <p>日本国憲法第92条では「地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基づいて」法律で定めるとし地方自治法が制定された。その本旨は、地方自治は、住民の意思に基づき国から独立した団体により団体の自らの意思と責任において行うことを意味し民主主義の根幹をなすものである。</p> <p>地方自治体デジタル化は、窓口の対人業務の簡略化、独自につくりあげてきた個人情報保護制度をないがしろにし、行政職員を半減し、各自治体の独自施策を平準化するなどの問題点が指摘されている。</p> <p>あわせて、進められているのが各種事業の「広域連携」であり、</p>

	<p>益々憲法で規定する「地方自治の本旨」が希薄化するのではと危惧をしているところである。</p> <p>「デジタル化」という流れに逆らえないにしても、今まで積み上げてきた「精華町らしさ」「精華町ならではの」の独自施策を守るべきだ。</p> <p>デジタル化が進められる中での地方自治体のあり方についての基本的認識を問う。</p>
<p>2 土砂採掘跡地現状と安全対策</p>	<p>6、7月と梅雨期間も例年より長く、7月に発生した静岡県熱海市の「盛り土による土石流」は、多くの被害を出した。</p> <p>本年4月に京都府が指定する「土砂災害警戒区域等指定箇所」は本町では8地区60か所とされている。さらに基礎調査が終わりいずれ指定地域になる箇所も予定されている。</p> <p>東畑地区では17か所がすでに、警戒地域／特別警戒地域に指定されているところである。</p> <p>7月の土石流被害発生を受け、府内での危険箇所につき日本共産党府会議員団の調査が進められた。本町で注目したのは、東畑地区の「土砂採掘跡地」の安全問題であった。</p> <p>とりわけ、当該地域内にある「調整池」の安全対策についての現状と経過、対応策について問う。</p>
<p>3 学校体育館に空調設備を</p>	<p>新型コロナの爆発的な感染拡大と医療崩壊は全国的に広がり、京都府でもその流れは同様である。本町でも、連日のように感染者が報告され個人の注意や努力では防ぎようのない事態である。</p> <p>8月特別会議で、総額約2億3千万円の新型コロナワクチン接種事業の補正予算が提案され、審議の上可決された。従来の小学校体育館からKICKへの接種会場の変更（8月8日～9月26日）がされ、その会場借上げ料は一回52万円である。会場変更の理由は、小学校体育館に空調設備がなく接種会場にできないとの説明があった。</p> <p>ワクチン接種会場として機能しない現状で、夏に多発する大雨や台風、いつ発生するかわからない地震災害などの指定避難所として学校体育館の空調整備は、必要不可欠である。また、良好な教育条件整備の視点からは、言うまでもなく必要な設備である。</p> <p>以前から「必要ではあるが、財源がない」というのが基本的な認識だと理解している。国の各種の補助金や起債制度の活用などを視野に入れ学校体育館への空調設備を求め、見解を問う。</p>

